長久手市地域生活支援拠点等 運営の手引き

長久手市 (令和4年4月)

目次

1 はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 地域生活支援拠点とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 地域生活支援拠点の機能	
(1) 相談 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
(2) 緊急時の受入れ・対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(3) 体験の機会・場の提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(4) 専門的人材の確保・育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(5) 地域の体制づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4 事業所登録手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5 事業所登録により算定が可能となる加算・・・	9
6 参考資料	
長々 手市 地 は 生 活 支 揺 車 業 要 綱 ・・・・・・・	12

1 はじめに

障がいの有無に関わらず、地域で活躍したり、自分らしく暮らせるようにするためには、地域やご近所での声掛けや助け合い、支え合い、つながりづくりが必要不可欠です。

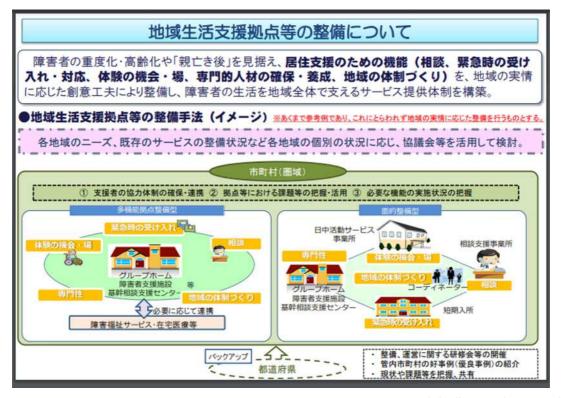
令和3年4月に策定したながふく障がい者プランにおいて、基本理念は、「互いに声を掛け合いながら支え合い 自分らしく暮らせるまちながくて」と定めました。施設や病院でなく、地域で暮らすことを希望する人が、できる限り自分らしく暮らし続けるためには、様々な機能が必要です。長久手市においては、その機能を、複数の事業所が担い、ネットワークを強化することにより、本市全体として1つの地域生活支援拠点を整備していきます。

この手引きによって、本市における地域生活支援拠点整備の考え方を、関係者のみなさまにわかりやすくお示し、連携体制づくりに役立てていきたいと考えています。なお、障がい者自立支援協議会にて行う評価を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。

2 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等は、障がいのある人の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう機能を持った場所及び体制のことです。

長久手市の障がい福祉に関する資源を踏まえると、1 か所にすべての機能等を整備するのではなく、様々な主体が機能をもち、長久手市全体で面的に整備します。



(出典:厚生労働省)

3 地域生活支援拠点の機能

(1) 相談

社会福祉協議会に基幹相談支援センター業務(より専門性の高い相談対応、地域移行・定着支援)及び障害者相談支援事業(障がい者やその家族等からの一般的な相談対応、支援)を委託し、24時間・365日の連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う。

想定される事業所	役割
特定相談支援事業所	○できる限り緊急事態の発生を防ぐ
障害児相談支援事業所	ため、短期入所や体験利用やその他
一般相談支援事業所	サービスにの調整を行う。

障がい者基幹相談支援	〇特
センター	相談
	な場

- ○特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所のみでは対応が困難 な場合は、障がい者基幹相談支援センターへ支援を依頼する。
- ○障がい者基幹相談支援センターは、 後方支援を行う。

【課題】

単身者等、緊急時の支援が見込めない対象者に対して、自立生活援助により定期的な訪問や随時通報を受けての相談対応が可能であるが、市内には事業所がない。

(2) 緊急時の受入れ・対応

障害福祉サービス「短期入所」を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病、障がい者等の状態変化等の緊急時の受入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う。

想定される事業所	役割
特定相談支援事業所	○緊急の連絡を受けたとき、必要に
障害児相談支援事業所	応じ短期入所等のサービス利用調整
障がい者基幹相談支援	を行う。
センター	○短期入所の支給決定がされている
	対象者については、まずは、本市に登
	録がある短期入所事業所の中から利
	用できる事業所を探す。
	○障がい者等の状態に応じて、訪問
	系 サービスによる対 応 も検 討 する。

	○対象者が、障害支援区分の認定を
	受けていない等、短期入所の利用が
	困難な場合は、宿泊施設や本人が通
	所する事業所へ相談する。
短期入所事業所	相談支援事業所等から要請があった
訪問系サービス事業所	場合、できる限り協力する。
医療機関	

【課題】

短期入所の支給決定がされている対象者については、短期入所が利用できる可能性があるが、そうでない方については、民間宿泊施設や対象者が身近な通所施設で過ごすことが必要になる場合があるが、詳細はまだ未検討。

(3) 体験の機会・場

施設、病院等から地域への移行、親元からの自立等にあたり、障害福祉サービスによるグループホームの体験利用(市独自施策「地域生活体験訓練事業」の並行実施あり)を行う。

想定される事業所	役割
特定相談支援事業所	○病院、施設からの地域移行や親元
障害児相談支援事業所	から自立したい旨の相談が合った場
一般相談支援事業所	合に、共同生活援助等の障害福祉サ
	ービスの体験用の利用調整を行う。
	○必要に応じて、市の独自施策であ
	る「地域生活体験訓練事業」を活用
	する。

共同生活援助事業所	○相談支援事業所等から要請があっ
	た場合、できる限り協力する。

【課題】

グループホームについて、体験利用のために、常に空床としておくことは、法人経営上の観点から、難しい現状がある。

(4) 専門的人材の確保・養成

基幹相談支援センターにおいて、専門性の高い相談支援を行うことができる体制を確保するほか、地域の相談支援事業所の相談支援専門員の実習の受け入れを行う。さらに、医療的ケア児等コーディネーターを中心とし、医療的ケアが必要な人への相談支援体制を確保します。

想定される事業所	役割
障がい者基幹相談支援	医療的ケアが必要な人、行動障害の
センター	ある人、高齢化に伴い重度化した障
	害のある方に対し、専門的な対応がで
	きる体制を確保する。

【課題】

医療的ケアや行動障害に対応するヘルパーが不足している。また、医療的ケアが必要な人への支援体制整備が不十分である。

(5) 地域の体制づくり

地域の相談支援から抽出した課題について、長久手市障がい者自立支援協議会において解決にむけた協議を行い、地域の体

制づくりを進める。また、令和3年度から、相談者の世代、相談内容等に関わらず、包括的に相談を受け止め、各分野における相談支援を一体的に捉え、関係機関と連携した重層的な支援体制づくりに取り組んでいます。

想定される事業所	役割
すべての事業所	○個別の相談支援を通じて、地域課
障がい者基幹相談支援	題を抽出する。
センター	〇障がい者自立支援協議会に参加
	し、地域課題の解決に向けた取組を
	行う。

【課題】

事業所同士のネットワーク及び障害福祉に関する社会資源(サービス提供事業所)が不十分である。

4 事業所登録手続き

以下の流れに沿って手続きをしてください。

- (1) 拠点等の機能を担う事業所は、前項に掲げる各種機能のうち 実施する機能に係る内容を運営規程に規定してください。
- (2) 下記の届出書類を市役所福祉課に提出してください。
 - ・長久手市地域生活支援拠点等登録申請書(様式第1号)
 - ・変更後の運営規程の写し
- ※ 指定特定相談支援事業所については、障害者総合支援法第51条 の25第3項の規定に基づく変更の届出が必要となります。
- (3) 市が審査し、登録通知書を送付します。さらに、長久手市地域生活支援拠点登録名簿に登載し、ホームページで公開します。

5 事業所登録により算定が可能となる加算

(1) 特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所が対象の加算 ア 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回

地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合に算定(短期入所事業所への受入れ実績(回数)に応じて、月4回を限度に算定)

イ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/回 (月1回を限度)

地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合

(2) 地域移行支援事業所が対象の加算

ア体験利用加算

障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に、 15日以内に限り算定

- (7) 初日から5日目まで 500単位/日 +50単位/日(地域生活支援拠点等の場合)
- (1) 6日目から15日目まで 250単位/日 +50単位/日(地域生活支援拠点等の場合)
- イ 体験宿泊加算(Ⅰ)
 - 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 300単位/日

+50単位/日(地域生活支援拠点等の場合)

※ 体験型宿泊加算(Ⅱ)と合計して15日以内に限り算定 ウ 体験宿泊加算(Ⅱ)

夜間及び深夜の時間を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 700単位/日

+50単位/日(地域生活支援拠点等の場合)

- ※ 体験型宿泊加算(I)と合計して15日以内に限り算定
- (3) 日中活動系サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移 行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)が対象の加算 ア 体験利用支援加算

地域移行支援における障害福祉サービス事業の体験利用 を行った場合に、15日以内に限り算定

- (ア) 初日から5日目まで 500単位/日 +50単位/日(地域生活支援拠点等の場合)
- (1) 6日目から15日目まで 250単位/日 +50単位/日(地域生活支援拠点等の場合)
- (4) 施設入所支援事業所が対象の加算体験宿泊支援加算 120単位/日地域移行支援における体験宿泊を支援した場合に算定
- (5) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援事業所が対象の加算

緊急時対応加算の上乗せ

- +50単位/回(地域生活支援拠点等の場合)
- ※緊急時対応加算を算定した場合に上乗せ
- (6) 自立生活援助、地域定着支援事業所が対象の加算 緊急時支援加算(I)・緊急時支援費(I)の上乗せ

- +50単位/日(地域生活支援拠点等の場合)
- ※自立生活援助における緊急時支援加算(I)又は地域定着 支援における緊急時支援費(I)を算定した場合に上乗せ
- (7) 短期入所、重度障害者等包括支援事業所が対象の加算 短期入所を行った場合の加算
 - +100単位/日(地域生活支援拠点等の場合)
 - ※緊急時の受入れに限らず、短期入所のサービス利用の開始 日に加算
 - ※重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む
 - (8) 加算手続きにおける留意事項

加算を算定する場合、市が発行する登録通知書を根拠としてください。

長久手市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)に基づき、障がい児者の重度化及び高齢化並びに「親亡き後」を見据え、障がいを有する者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の事業者が有する機能を発揮し、分担しあいながら総合的な支援を行う体制の整備を推進し、地域全体で障がい者等を支えるサービス提供の整備を図るため、長久手市地域生活支援拠点等事業(以下「事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、長久手市とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する機関がその一部又は全部を担う ことができる。

- (1) 指定障害福祉サービス事業所
- (2) 指定障害者支援施設
- (3) 指定一般相談支援事業所
- (4) 指定特定相談支援事業所
- (5) 指定障害児通所支援事業所
- (6) 指定障害児相談支援事業所
- (7) 基幹相談支援センター

(対象者)

第3条 この事業の対象となる者は、障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123 号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する障害者又は 同条第2項に規定する障害児であり、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に在住する者
- (2) 市が自立支援給付の実施主体である市外に在住する者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(事業内容)

- 第4条 事業内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 相談に関すること。
 - (2) 緊急時の受入れ及び対応に関すること。
 - (3) 体験の機会及び場の提供に関すること。
 - (4) 専門的人材の確保及び養成に関すること。
 - (5) 地域の体制づくりに関すること。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録等)

- 第 5 条 地域生活支援拠点等事業所は、長久手市地域生活支援 拠点等登録(変更・廃止)申請書(様式第 1 号)に運営規程を 添えて、市長に申請を行うものとする。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、 適当と認めたときは、地域生活支援拠点等事業所として登録 し、地域生活支援拠点等事業所登録(変更・廃止)通知書(様 式第2号)により当該事業所に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録した地域生活支援拠点等事業所(以下「拠点機能事業所」という。)を長久手市地域生活 支援拠点等事業所名簿(様式第3号)に記載するものとする。
- 4 拠点機能事業所は、登録の内容に変更が生じたとき又は当該登録を廃止するときは、速やかに地域生活支援拠点等事業所登録(変更・廃止)申請書(様式第1号)により市長に届提出するものとする。

(拠点機能事業所の責務)

第6条 拠点機能事業所は別に定める地域生活支援拠点等に 係る加算の算定について、その趣旨や担う役割を十分に理解 し、適切な運用を図るよう留意しなければならない。

(尊守事項)

- 第7条 拠点機能事業所は、第4条に掲げる事業の実施に際し、 利用者及びその家族の権利擁護に十分留意しなければなら ない。
- 2 拠点機能事業所の職員又は職員であった者は、業務上知り 得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の 保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)その他関係法令等 を遵守し、適正に取り扱わなければならない。
- 3 拠点機能事業所は、実施した事業内容の記録を作成し、作成した年度の翌年度から起算して5年間保存し、市から求めがあった場合は提出しなければならない。

(評価)

第8条 市長は、第4条に掲げる事業について、本市が設置する法第89条の3第1項に規定する協議会(以下「協議会」という。)において年1回以上運用状況を検証するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施にあたって 必要な事項は、協議会における協議を踏まえ、市長が別に定 めるものとする。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。